

和光市子ども医療費助成制度の

受給資格証が変わります！



©和光市

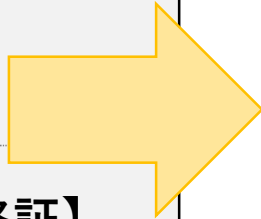
令和6年
4月1日
から

旧 受給資格証
(令和6年3月31日まで)

【乳幼児医療費受給資格証】

乳幼児医療費受給資格証		市内現物
公費負担者番号	8 1 1 1 0 2 9 8	
受給資格証番号		
受給資格者 氏名		
住所		
乳幼児 氏名		
生年月日		
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
現物給付 対象機関	埼玉県内の現物給付を実施する 保険医療機関	
現物給付 限度額	月額21,000円未満の医療費	
<small>上記の者は、和光市乳幼児医療費助成に関する条例により、医療費の一部を和光市が給付する者であることを証明する。</small>		
和光市長		印

対象／
出生後～
小学校就学前の
お子さん



新 受給資格証
(令和6年4月1日以降)

【子ども医療費受給資格証】

子ども医療費受給資格証		市内現物
公費負担者番号	8 1 1 1 0 2 9 8	
受給資格証番号		
受給資格者 氏名		
住所		
子ども 氏名		
生年月日		
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
現物給付 対象機関	埼玉県内の現物給付を実施する 保険医療機関	
現物給付 限度額	月額21,000円未満の医療費	
<small>上記の者は、和光市子ども医療費助成に関する条例により、医療費の一部を和光市が給付する者であることを証明する。</small>		
和光市長		印

対象／出生後～中学校修了前
のお子さん

※全対象年齢共通で
黄色の受給者証に変わります

【子ども医療費受給資格証】

子ども医療費受給資格証		市内現物
公費負担者番号	8 1 1 1 0 2 9 8	
受給資格証番号		
受給資格者 氏名		
住所		
子ども 氏名		
生年月日		
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
現物給付 対象機関	埼玉県内の現物給付を実施する 保険医療機関	
現物給付 限度額	月額21,000円未満の医療費	
<small>上記の者は、和光市子ども医療費助成に関する条例により、医療費の一部を和光市が給付する者であることを証明する。</small>		
和光市長		印

対象／
小学校就学後～
中学校修了前
のお子さん

●新受給資格証は令和6年3月下旬に送付予定です。4月1日以降は、新受給資格証をご利用ください(お手元にある旧受給資格証は4月以降に破棄ください)

●子ども医療費受給資格証は1年ごとに更新がありましたが、令和6年4月以降は中学校修了前まで同一の受給資格証をご利用いただけます(1年ごとの更新はありません)

●詳細は、和光市HP「子ども医療費助成制度」のページをご覧ください▶
(3月1日公開)



問合せ／和光市ネウボラ課
手当医療担当

TEL 048-424-9140